

議 事 録

第 18 回 定 例 総 会

令和4年1月11日

太田市農業委員会第18回定例総会議事録

開会日時 令和4年1月11日(火) 午後2時
 閉会日時 令和4年1月11日(火) 午後2時40分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)

1 小林 良孝	2 石原 康男	3 牛久保 榮治	4 永井 幸二
5 木村 克巳	6 長島 佳男	7 齋藤 森雄	8 中村 博正
9 佐野 順一	10 新井 章夫	11 小島 秀一	12 齋藤 道明
13 新井 整	14 山田 清作	15 飯塚 茂夫	16 片亀 昌子
17 中島 沙織	18 清水 由紀江	19 青木 紀美子	

欠席委員
(0人)

出席職員 (8人) 塚越局長 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐 大澤主任
 川田主任 青木主任 松井主任

会議に付した事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)

報告事項

報告第1号	太田市農業委員会会長による専決処分について
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第18回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はありませんので、過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、16番 片亀昌子委員 と 17番 中島沙織委員 の二人に
お願いいたします。
また、書記につきましては事務局の川田主任を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 本議案書において訂正箇所が2か所ございます。
まず1つ目でございますが、議案書6ページをお開きください。議案第4号、1番になります。本案件につきましては、申請書の不備により、令和4年1月6日付で取下げ願の提出があり、これを受理しましたので、報告いたします。

続きまして、2つ目でございますが、議案書7ページ、議案第4号、3番になります。本案件につきましては、申請内容の見直しにより、令和4年1月11日付で取下げ願の提出があり、これを受理しましたので、報告いたします。これにより、議案書6ページ、議案第4号の提出件数を14件から12件へ訂正願います。以上でございます。

5 議事顛末

議長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は7件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。

1番 上田島町の土地 畑 492 m²、申請地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 東金井町の土地 畑 717 m²、経営規模を拡大したく、申請地を取得したいため。

3番 東今泉町の土地 畑 796 m²、申請地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4番 成塚町の土地 田 793 m²、申請地は自宅より近隣地であり、譲受け農業に精進したい。

5番 新田小金井町の土地 畑 390 m²、農地を相続したが、耕作が難しくなったため贈与したいと申し入れがあったため、これを譲受け経営規模を拡大したい。

6番 大原町の土地 畑 1,711 m²、農地を借受けし、農業経営の規模拡大を図りたい。

7番 大原町の土地 畑 833 m² 外1筆 計 1,250 m²、申請地を買受け、経営規模を拡大したい。

1番から7番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い

します。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 2 番委員

農地法第3条、番号1番について、当地区協議会の許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、今回、譲受人は、申請地を取得して経営規模を拡大したいという事の申請です。また、譲受人につきましては、大規模な米麦農家であり、必要な農機具は全てそろっております。

現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく問題ないと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

続きまして、番号2番と3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 4 番委員

2番について報告します。

経営規模を拡大したいという事の申請です。農機具も所有しており、農機具置場も管理しておりますので、許可相当と意見決定しました。

現場は、耕作放棄地で、かなりひどい荒れ地になっているので、買っていただいてありがたいなという表現です。以上です。

6 番 委員

3番をご説明いたします。

高齢化に伴って、後継者もないということで譲渡したいということでございます。譲受人は、既に畑作についての営農をやっておりまして、設備等十分な状況でございます。関係条項と照らし、問題ないと思ひます。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番と3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 員 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 譲渡人につきましては相続人ございまして、今後の農業経営が難しいということで、譲受人との間に3条の申請の合意を得たものでありまして、地区協議会においては許可相当という決定をいたしましたので、再度の協議をお願いしたいと思います。以上です。
- 議長 長 ただいま第3地区協議会より、番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 員 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続きまして、番号5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番委員 番号5番につきましては、譲渡人が一番上の姉で、相続でもらったのですけれども、実際には農業を全然できていなくて、ここ数年、長男がずっと耕作しておりまして、周りの農地に対する影響はほとんどないと思われまして、そういったことで、第5地区としては、可ということで承認決定いたしました。よろしく願います。

- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号6番と7番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 6番について、農地を賃貸借して経営規模の拡大ということです。それから、7番についても経営規模の拡大ということで、農機具等も整っており、何ら問題はないのですが、7番については、その場所にビニールフィルムがたくさんあり、これは問題が生じております。それでお互いに、譲渡人、譲受人との協議により、折半でそのビニールを片づけるというふうな形で是正という運びになっております。そんなことで問題なく事が運ぶのだなというふうに考えました。
現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号6番と7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号6番と7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号6番と7番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は3件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 沖野町の土地 438 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 矢田堀町の土地 449 m² 外1筆 計888 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 大原町の土地 1,711 m²の内0.816 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員

番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は、母屋の建て替えに伴って、同じ敷地内にある農地にバラックがあることが判明しまして、農地法の許可を得ていないということが判明しまして、始末書を添付し、是正するものです。40年以上前に建てられた建物であり、現地調査をしたところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議 長 　　ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 　　ここは住宅と農業用倉庫のそれぞれ一部が農地にかかっております。これは建設当時、当事者が全く知らなかったことをごさいまして、始末書を貼付することにしておりまして、関係条項と照らして、特に問題ないと思っておりますので、審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 　　ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 　　今回の申請は、農地を一時転用し、営農型太陽光発電を行っているものです。サカキ栽培を継続して実施したいということなのですが、大分サカキが枯れていました。どうしたのだと聞いたところ、隣接農家の人が除草剤をまいてしまったんだと、これでは将来大変だということで、一応書面を交わしまして、必ず植える、そして復元してもらいたいというふうなことで今、進んでおります。そんなことで、現地を確認

したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番、大久保町の土地について、一般住宅を建築するために許可を得ましたが、資金の都合がつかない状態となり、建築が困難となったため、権利を承継するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 1番について、説明を申し上げます。

計画変更ですけれども、当地区で調査した結果なのですが、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と決定いたしました。

なお、議案第4号の14番と関連いたしております。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありました。

ご意見、ご質問等ございますか。

委員 議長 なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は12件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数12件について、朗読し詳細に説明する。

2番 上小林町の土地 321㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 龍舞町の土地 170㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

5番 吉沢町の土地 40㎡ 外1筆 計618㎡、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

6番 吉沢町の土地 495㎡ 外1筆 計1,050㎡、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

7番 成塚町の土地 503㎡、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武桐生線治良門橋駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されません。露天資材置場用地として転用するものです。

8番 粕川町の土地 366㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 新田中江田町の土地 389㎡、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものにつ

いては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

10番 新田下江田町の土地 116 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

11番 新田市野井町の土地 217 m² 外2筆 計325 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 新田市野井町の土地 354 m² 外1筆 計1,064 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として敷地拡張するものです。

13番 大原町の土地 496 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田市役所藪塚庁舎から概ね300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 大久保町の土地 463 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号2番から6番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 議案第4号2番について、第2地区協議会より報告いたします。

譲受人は現在アパートに住んでいますが、将来を見据えて、申請地を取得し、自己の住宅を建築したい。譲渡人は、譲受人の要望に協力します。

以上、調査した結果は、周辺農地への支障もないため、承認相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 番 委員

番号4番について報告したいと思います。

申請人は、自宅の駐車場が手狭のため、自宅に隣接する申請地を取得し、駐車場として利用するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

6 番 委員

5番をご説明いたします。

これは林業を営んでいます申請者が申請地付近で事業拡大に伴いまして、従業員駐車場が不足しておりまして、鉄塔の周りに駐車場を設置するというものです。関係各条に照らし、特段問題ないと思ひますが、再度審議をお願ひいたします。

6番について、引き続きご説明します。

ここの周辺地域そのものが太陽光発電が周囲で行われておりまして、傾斜地で、休耕地です。審査の結果、特段問題ないと思ひれますので、再度審議のほど、お願ひいたします。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号2番と、4番から6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番と、4番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号2番と、4番から6番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続きまして、番号7番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。

2 番 委員

7番について申し上げます。

譲渡人につきましては、先ほど3条申請であったのと同じように、相
続で受けた土地であります。今後の農業経営が難しいと。そこで、譲
受人との合意に達したものでございます。譲受人についてはリフォーム
業を営んでおられて、資材置場用地として使用したいと。
現地につきましては、集落内農地で、隣には太陽光の設備があつたり、
また、南側は墓地でありますので、周りの農地には何の支障もござい
ませんので、地区協議会においては許可相当と決定をいたしましたので、
再度の協議をお願いいたします。以上です。

- 議 長 　　ただいま、第3地区協議会より番号7番について報告がありました。が、
委員 　　ご意見、ご質問等ございますか。
議 長 　　なし。
委員 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
議 長 　　番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委員 　　(挙手 全員)
議 長 　　全員賛成でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたしま
す。
議 長 　　続きまして、番号8番について、第4地区協議会の調査した意見結果
を報告願います。
15番委員 　　番号8番について、第4地区で協議した結果、周辺農地にも支障がな
いため、許可相当と意見決定いたしました。
再度の審議をよろしく願います。
議 長 　　ただいま、第4地区協議会より番号8番について報告がありました。が、
委員 　　ご意見、ご質問等ございますか。
議 長 　　なし。
委員 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
議 長 　　番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委員 　　(挙手 全員)
議 長 　　全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたしま
す。
議 長 　　続きまして、番号9番から12番について、第5地区協議会の調査した
意見結果を報告願います。

- 19番委員 9番と10番について、私からお答えします。
 当地区協議会でチェックリストに基づき現地調査をしたところ、9番については、自己の住宅を新築したいということで、周辺農地への支障はないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
 10番は、農地の一部に建築されており、敷地として一体利用している状況で、始末書を添付していることから、問題ないと意見決定いたしました。
 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 7番委員 続けて、11番を説明いたします。
 この案件は、住宅を造るために開発してきた土地でありまして、この1件だけが残っていたということで、これを譲受人に、うちを造ってということで、売り渡すことになりました。
 この北側は農地になっておるのですが、確認したところ、農業に対する影響はないということらしいので、許可相当ということで第5地区では決定いたしました。
 それから、12番の関係は、足利伊勢崎線のコンビニエンスストアの売れ行きがすごくいいらしくて、隣の農地を駐車場として譲与したいということでありまして、この関係については、去年の段階で、そういう変更をすると譲渡人からこの農振除外申請が出ておりまして、既にそういう駐車場用地ということで農業委員会にかかっておるわけでありまして、問題ないと思われます。以上です。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号9番から12番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号9番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号9番から12番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号13番と14番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 13番について申し上げます。

譲受人は借家に住んでおり、父より使用貸借し、自己住宅を建築するものです。何ら問題はないということで、再度審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 1 番委員

続きまして、14 番を説明させていただきます。

この土地は議案第 3 号 1 番と関連しておりまして、ここに出たものですけれども、14 番についてなんですけれども、当地区協議会で許可基準に基づき調査した結果は、譲受人はアパートに住んでおりまして、資金がたまったので、自己の住宅を建築するものです。

現地調査をしたところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、第 6 地区協議会より番号 13 番と 14 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 13 番と 14 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 13 番と 14 番を許可とすることに決定いたします。

4 番 委員

この案件の中で、意見を求めてよろしいですか。

議 長

何番でしょうか。

4 番 委員

取下げのですね。

議 長

その件でしたら、一応この審議が全部終了した後、その他のところでよろしくお願ひしたいのですが、よろしいですか。

4 番 委員

このものではなくて、これの取下げになった経過の中での私が感じた点について、ちょっと関連があるので。

議 長

関連があるのですけれども、取下げになりましたので。

4 番 委員

取下げの場合は、そういうあれなのですか。では、その他で話します。

議 長

お願いいたします。

6 番 委員

議事録に載るか、載らないかという問題があるから。

4 番 委員

その他は、大事なことが議事録に載らないのですか。載らないのですね。大事なことなのにな。まあ、いいでしょう。

議 長

以上で審議は終了いたしました。次の報告第 1 号は、先月農業会議

に意見聴取し、第17回定例総会において審議決定された専決処分について、下記のとおり指令書交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、7件提出されております。

内訳につきましては、記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、24件提出されております。

内訳につきましては、記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は15件となっております。

内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は13件となっております。

内容につきましては、記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議
委
員
長

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

なし。

質問等もないようですので、以上で第18回定例総会を終了いたします。

閉 会 令和4年1月11日（火） 午後2時40分